

# 高森中央小学校 学校いじめ防止基本方針（リーフレット版）

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。  
(いじめ防止対策推進法 第2条より)

## 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。



- 仲間はずれにされたり、集団によって無視されたりする。



- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。



- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。



- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。



- パソコンやスマートフォンで、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする 等



## いじめ防止に対する基本的な考え方

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識にたつ。
- ・すべての児童等をいじめに向かわせないための未然防止と早期発見・早期対応に取り組む。
- ・「いじめは、人間として、絶対に許さない」という強い信念をもつ。
- ・学校中に「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」といういじめ根絶の土壌をつくる。

## 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生した旨を、高森町教育委員会に速やかに報告とともに、その後の指導支援について教育委員会と協議を行い、その対処のあり方について指導支援を受ける。

学校いじめ防止基本方針  
(学校HP版) はここから



# いじめ対応フローチャート

